

松江市 IT 活用アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第 1 条 松江市 IT 活用アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する企業者のうち、松江市内に事業所を有するもの（以下「中小企業者」という。）に、松江市が専門家を派遣し、各種の指導・助言を行うことにより、IT 活用を検討する上で入口となる事業構想の作成を支援することを通じて、中小企業者の IT 化に関する課題解決を図ることを目的とする。

(派遣対象者)

第 2 条 本事業の派遣対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者
- (2) 派遣対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者

(派遣対象事業)

第 3 条 本事業の派遣対象となる事業内容は、専門家派遣の必要性が認められるものとともに、IT 活用に悩む中小企業者が事業構想を検討し IT 化に関する課題解決を図ることで経営力の強化、売上の拡大、生産性の向上、業務の効率化など具体的な支援効果が期待できるものとする。

(専門家の登録及び取消し)

第 4 条 多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、IT コーディネータ、その他デジタルツールに精通した専門家等を募集し、登録する。

- 2 登録を希望する専門家は、専門家登録申請書（様式第 1 号）を提出し、市長が審査、登録するものとし、専門家登録決定通知書（様式第 2 号）により通知することとする。
- 3 専門家の登録期間は、申請に係る当該年度末までとする。ただし、登録期間が満了する日の 1 か月前までの間に、双方から相手方に対して登録期間の更新を希望しない旨の書面による申入れが行われなかった場合は、市長は、従前と同一の条件で当該専門家の登録期間をさらに 1 年間更新することができる。
- 4 前項により登録期間を更新する場合は、市長は、専門家登録更新通知書（様式第 3 号）により専門家に通知しなければならない。
- 5 第 5 項による登録期間の更新については、2 回を限度とする。
- 6 専門家は秘密保持誓約書を提出しなければならない。
- 7 専門家から登録取消しの申出があった場合又は専門家としての適性を著しく欠く事態が生じた場合、市長はその登録を取り消すことができる。

(派遣人数及び回数)

第 5 条 本事業における専門家派遣人数は、1 件の申請につき原則として 1 名とし、派遣回数は 3 回（1 回当たりの標準指導時間 2 時間）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は前段の限度を超えて派遣することができる。

(経費の負担と金額)

第 6 条 本事業の専門家派遣に要する経費（専門家への謝金・旅費）は、原則として本市が全額負担し、本市から専門家へ直接支払うものとする。

- 2 専門家に対する謝金は、1回当たり30千円とする。
- 3 専門家に対する旅費に係る実費の計算方法は、市長が別に定める。

(派遣の時期)

第7条 本事業の専門家派遣の時期は、原則として、派遣事業として決定された日から当該年度の2月末日までとする。

(専門家派遣の申込み)

第8条 専門家の派遣を受けようとするときは、専門家派遣申請書(様式第4号)にその他必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(専門家への依頼)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、申請内容を検討のうえ、適当と認める場合は、派遣依頼書(様式第5号)により専門家へ依頼をするものとする。

- 2 専門家は、派遣依頼を承諾する場合は派遣承諾書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第10条 市長は、派遣承諾が得られれば、派遣対象者に対して速やかに専門家派遣決定通知(様式第7号)を行うものとする。

(指導・助言の実施)

第11条 市長は、専門家を派遣するに当たっては、その指導状況等を把握するため、事業実施時に必要に応じて職員を派遣する。

- 2 指導・助言は、原則として松江市に所在地のある事業拠点で実施するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

- 3 第10条により決定した内容を変更すべき事由が生じた場合は、専門家若しくは派遣対象者が市長に届け出ることとし、専門家、派遣対象者及び市長が協議し市長が定める。

(助言報告書の提出・コメントシートの交付)

第12条 専門家は助言報告書(様式第8号)を派遣の都度、2週間以内に市長に提出するものとする。

- 2 専門家は、最終回の派遣日又は最終回の派遣日以降2週間以内に、派遣対象者に対し、本事業における指導・助言の総括をコメントシートにとりまとめて交付する。
- 3 前項に係るコメントシートに記載すべき内容は、市長が別に定める。

(専門家に対する謝金及び旅費の支払い)

第13条 謝金及び旅費は、前条に係る全ての報告書についての提出を受けた後、内容を確認審査の上、第6条第2項及び同条第3項の規定により額を確定し、専門家からの旅費請求書(様式第9号)を受けて支払うものとする。

- 2 謝金及び旅費の支払いの時期及び方法については、市長が別に定める。

(派遣対象者の責務)

第14条 派遣対象者は、自助努力により本事業を着実に実施し、自社のIT化導入に向けた課題解決に関する取り組みに努めなければならない。

2 派遣対象者は、本事業完了後においても、市長から各種資料等の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(専門家の義務)

第15条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た派遣対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならないものとする。

(中間評価、事後評価及び効果の確認、成果の普及)

第16条 市長は、事業の途中において随時進捗状況を確認し、必要な改善指導等を行うものとする。

2 市長は、本事業終了後に支援の内容及び専門家についての事後評価を行うこととし、派遣対象者はアンケートの提出など、これに協力しなければならない。

(事後支援)

第17条 市長は、本事業完了後においても必要な情報収集を行い、関係機関と事後支援について検討するものとする。

(雑則)

第18条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和4年5月26日から施行し適用する。

附 則 この要領は、令和5年1月31日から施行し適用する。